

船舶事故調査報告書

平成25年7月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年8月13日（月） 12時30分ごろ
発生場所	静岡県浜松市所在の細江湖内の浜名湖橋付近 浜松市所在の伊奈四等三角点から真方位236° 1,030m付近 （概位 北緯34° 46.5′ 東経137° 37.4′）
事故調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{ボーイズ} BOYS、5トン未満 242-25250 静岡、個人所有 2.70m (Lr) × 1.08m × 0.49m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成13年3月 B 水上オートバイ ^{ジーピー} GP1200R ^{アール} 、5トン未満 242-25548 静岡、個人所有 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成13年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年7月6日 免許証交付日 平成22年6月7日 （平成27年7月5日まで有効） B 操縦者B 男性 27歳 二級小型船舶操縦士（湖川小出力） 免許登録日 平成17年7月28日 免許証交付日 平成22年6月7日 （平成27年7月27日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）
損傷	A 左舷船首部圧損等 B 左舷船側部圧損等
事故の経過	A船及びB船は、それぞれ船長A及び操縦者Bが乗船し、両船を含む4隻の水上オートバイで細江湖内を遊走した。

	<p>A船及びB船は、ブイの周りを左旋回して戻って来るというボートレースのように航行するつもりであり、時速約50kmの速力で細江湖内の浜名湖橋付近を陸岸に向けて共に南東進中、平成24年8月13日12時30分ごろ先行していたB船に追走していたA船が衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突して落水し、周りを見回したところ、水面に浮かんでいる操縦者Bを発見したので、救助に向かった。</p> <p>船長Aは、付近で遊走していた友人を呼んだ後、浜松市所在のマリーナに携帯電話で連絡して救助を求めた。</p> <p>操縦者Bは、救助に来たボートでマリーナまで運ばれ、救急車で病院に搬送された。</p> <p>操縦者Bは、病院でびまん性軸索損傷、左動眼神経麻痺、高次脳機能障害、肋骨骨折等と診断されて入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、出航した際、風が強く吹き、波も高かったが、この程度なら遊走できると判断していた。</p> <p>船長Aは、本事故発生時、A船の船首で発生する波しぶきが目に入り、前方を航走していたB船が見えなかった。</p> <p>操縦者Bは、二級小型船舶操縦士（湖川小出力）の操縦免許を有していたが、水上オートバイの操縦に必要な特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受有していなかった。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生時の記憶を失っていた。</p> <p>細江湖は、浜名湖の枝湾の1つであり、また、浜名湖橋は、浜名湖と細江湖の境界に架けられた橋であり、本事故発生時、橋の方向から波が寄せ、風が吹き抜けている状況だった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A あり、B 不明</p> <p>A船は、細江湖内の浜名湖橋付近を陸岸に向けて南東進中、船長Aが、A船の船首で発生する波しぶきを顔に浴び、前方を航走しているB船が見えない状況で追走していたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、風力5の風が吹き、波高約0.5mの波のある状況で航走していたことから、湖面が平穏な状況で航走するときより大きな波しぶきを発生させていたものと考えられる。</p> <p>B船は、ブイの周りを左旋回して戻って来るといったボートレースのように航行するつもりで遊走しており、A船及びB船の損傷状況が</p>

	<p>ら、細江湖内の浜名湖橋付近を陸岸に向けてA船の右舷前方を南東進中、操縦者Bが、左側にUターンしようと思い、左旋回している際にA船と衝突したものと考えられるが、船長Aは、B船を見ておらず、操縦者Bは、本事故発生時の記憶を失っているため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者Bは、水上オートバイの操縦に必要な特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受有していなかったため、水上オートバイに乗船してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、細江湖内の浜名湖橋付近を陸岸に向けてA船及びB船が共に南東進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界が確保できない状況では、航行しないこと。